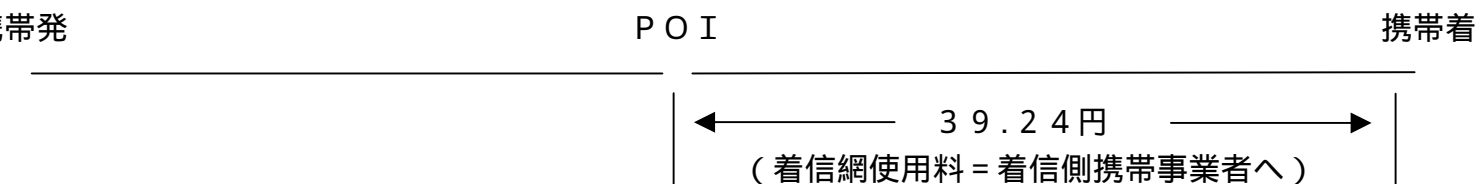


## 携帯電話市場の競争状況評価に関するコメント

醍醐 聡

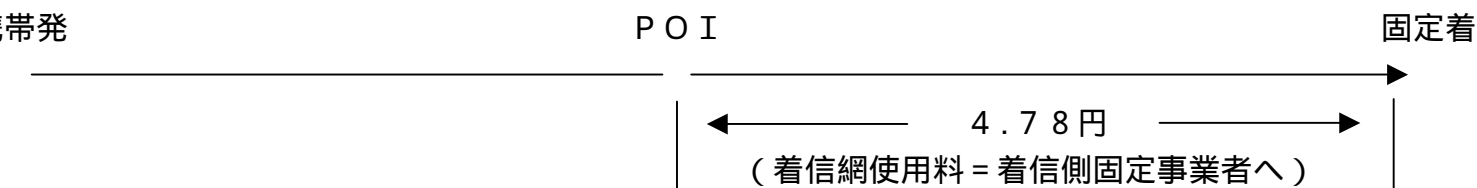
### 1. 通話パターン別の利用者料金の構成比較（3分100円の場合）

. 携帯発・携帯着  
携帯発



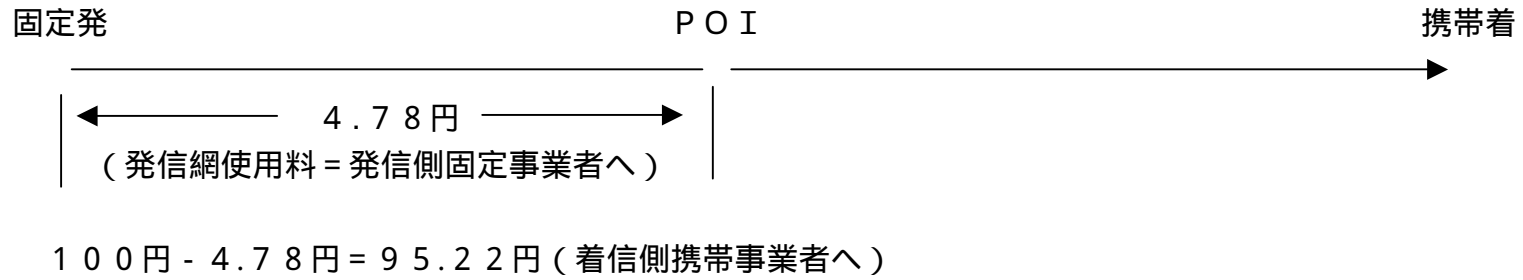
$$100円 - 39.24円 = 60.76円 \text{ (発信側携帯事業者へ)}$$

. 携帯発・固定着  
携帯発



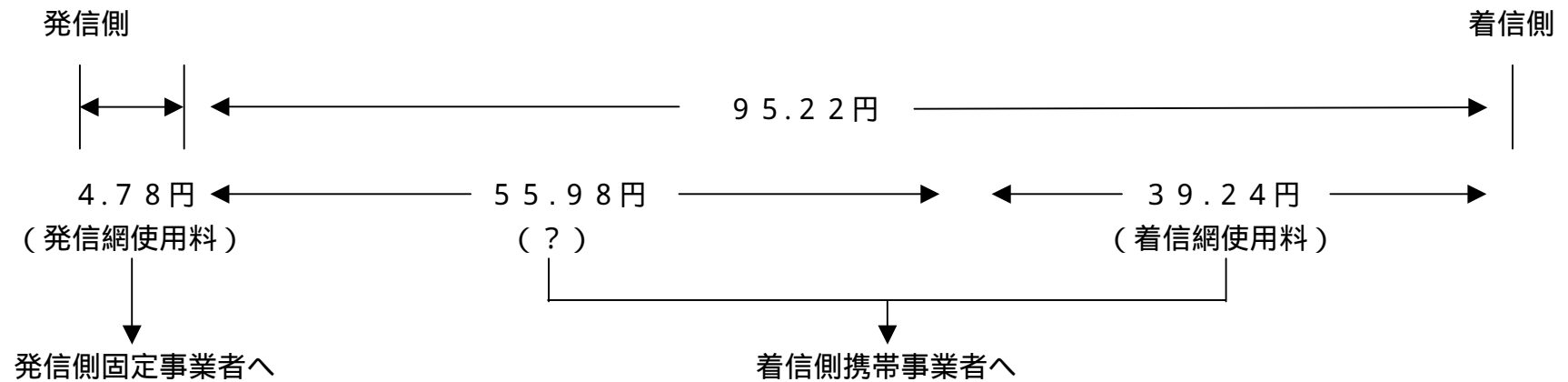
$$100円 - 4.78円 = 95.22円 \text{ (発信側携帯事業者へ)}$$

. 固定発・携帯着



		発信側収納分	着信側収納分
・携帯	携帯	60.76円	39.24円
・携帯	固定	95.22円	4.78円
・固定	携帯	4.78円	95.22円

## 2. 固定発・携帯着の利用者料金の収納分解



問題点：

固定発・携带着のケースで着信側携帯事業者に収納される95.22円のうちの55.98円(95.22円 - 39.24円)は何か？ —▶ 料金設定権が発信側の固定事業者に移った場合、大幅な縮減が見込まれる超過利益ではないか？  
着信網使用料とされる39.24円はコスト・ベースの料金といえるのか？

### 3. 携帯電話市場の競争評価レビューから導かれる政策課題

携帯電話市場の競争状況は事業者別加入者数シェアや売上高シェアだけで捉えられるのか？

固定発・携带着の通話において、着信側携帯事業者に収納される着信網使用料超過部分(55.98円)は有効競争が存在する場合においても、なお持続可能な利益といえるのか？

固定発・携带着の通話料金(区域内・平日昼間3分当たり)において上位4社における最大40円の開き(80円~120円)は有効競争下でありうべき状況か？

着信網使用料39.24円は有効競争が存在する市場での効率的経営の下で成立した料金といえるのか？



固定発・携带着の通話において料金設定権が着信側にあることが競争促進(80円以下の利用者料金での新規参入等)を阻害する問題や、利用者に料金負担を見えにくくしている実態を改革する必要がある。

ボトルネックが存在しないとみなされている移動体通信市場において、有効競争が機能しているとは言い難い現実があるとすれば、それは、ボトルネックに係る接続規制だけに事前規制を限定するという議論の危うさを示唆している。

(参考) 諸外国における固定発・携带着の料金設定

英国(BT 携帯)、フランス(FT 携帯)、ドイツ(DT 携帯)、スイス(Swisscom 携帯): すべて発信側が設定  
米国: 発信側が設定。ただし、着信側で発生するコストは着信側がブツ切りで負担